

# 弘前商工会議所特定退職金共済規程

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、弘前商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。

5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が 10 年を超える場合には、10 年とする。ただし、本条第 10 項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。）をいう。

7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。）をもとに計算される額をいう。（次項の過去勤務一括掛金を含む。）

- 10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第 17 条第 1 項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第 73 条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第 73 条第 1 項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。
- 11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。
- 12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第 31 条第 1 項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。
- 13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

## 第 2 章 退職金共済契約の成立等

（契約の締結）

- 第 3 条 商工会議所の地区内に事業所を有する者（以下「事業主」という。）でなければ退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができない。ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。
- 2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
- (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
  - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
  - (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
  - (4) 加入事業主である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）
- 3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。

- (1) 期間を定めて雇われている者
- (2) 季節的な仕事のために雇われている者
- (3) 試用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) 休職中の者

4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

(掛金)

第4条 共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

- 2 基本掛金および過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。）は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。
- 3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。
- 4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で22口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。
- 5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額（これらの運用による利益を含む。）は共済契約者である事業主に返還しない。

(契約の申込)

第5条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

(加入日および契約の成立)

第6条 商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

- 2 商工会議所は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退

職金共済制度被共済者証」(以下「被共済者証」という。)を交付するものとする。

3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

### 第 3 章 基本掛金の払込

(基本掛金の払込)

第 7 条 共済契約者は、被共済者の加入日の属する月(以下「加入月」という)から、被共済者が退職(死亡退職を含む。)した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。

2 第 2 回目以降の基本掛金(加入月の翌月分以降の掛金をいう。)は、翌月分を当月の 20 日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

### 第 4 章 退職給付金等の支給

(退職給付金の支給)

第 8 条 商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。

(1) 被共済者の申出により第 26 条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。

(2) 被共済者の申出により第 27 条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

(3) 被共済者の申出により第 28 条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。

2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につきの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表V-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表V-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

(年金の支給)

第9条 商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第8条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

(遺族給付金の支給)

第10条 商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につきの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表V-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表V-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

(遺族の範囲および順位)

第11条 第9条および第10条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号および第 4 号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が 2 人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

(退職給付金の減額)

第 12 条 商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があつた場合においては、退職給付金(第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く)を減額して支給する。

(1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しくき損し、または職場規律を著しく乱したとき。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があつたとき。

2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。

3 第 1 項の退職給付金減額の事由および第 2 項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

(退職給付金減額の申出)

第 13 条 共済契約者は、前条第 1 項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2 商工会議所は、前条第 1 項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(支給手続)

第 14 条 共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第 26 条、第 27 条第 3 項および第 28 条第 2 項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書
- (2) 給付金請求書
- (3) その他商工会議所が必要とする書類

2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。

3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

## 第 5 章 過去勤務期間の通算

(過去勤務期間の通算の申込等)

第 15 条 事業主は、被共済者となるべき従業員（既に被共済者となっている者を含む。）について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。

2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。

3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。

4 第 1 項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。

5 第 1 項の申込およびその効力については、第 5 条および第 6 条の定めを準用する。

6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額が商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

(過去勤務掛金の払込および払込期間)

第 16 条 事業主が第 15 条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が 5 年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払い込まなければならない。

この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第 4 条に定める掛金と同時に払い込むこととする。

2 前項にかかわらず、被共済者が当該 5 年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。

3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職（死亡退職を含む。）したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。

4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。

5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になること。

(2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を經由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。

① 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所

② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨

③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日

④商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を  
商工会議所と締結した年月日

⑤その他参考となるべき事項  
(退職給付金の支給の特例)

第 17 条 過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の  
払込が完了した被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に過  
去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛  
金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 8 条第 2 項に定める  
額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表 V - 2 に定める金  
額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて  
算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に  
定める額を合算して得た額とする。

(1) 基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額  
に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、過去勤務  
通算月額に応じて算出される額  
(年金の支給の特例)

第 18 条 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期  
間に過去勤務通算期間を加算した期間が 10 年以上であれば、本人の申出により  
第 17 条に定める退職給付金に代え、別表 III により算出される 10 年を支給期間と  
した年金を支給する。

(遺族給付金の支給の特例)

第 19 条 過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の  
払込が完了した被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に  
過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表 II に定める金額に基づき、基本  
掛金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 10 条第 2 項に定め  
る額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表 V - 2 に定める  
金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じ

て算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

- (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

## 第 6 章 契約の解除

(契約の解除)

第 20 条 商工会議所または共済契約者は、本条第 2 項、第 3 項または第 4 項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が、第 7 条および第 16 条に定める掛金の払込を怠ったとき。  
ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。

- (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
- (2) 被共済者が、第 3 条第 2 項第 3 号および第 4 号に該当する者となったとき。
- (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。
- (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済者の同意を得たとき。
- (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。
- (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第 73 条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済

契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。

- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手續)

第21条 商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
- 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。
- 4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を経由して商工会議所へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。

- (1) 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
- (3) 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会議所との共済契約の解除をした年月日
- (4) 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
- (5) その他参考となるべき事項

(解約手当金)

第22条 共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額（過去勤務期間を通算した

被共済者については、第 17 条により計算される金額。)と同額とする。

- 3 第 20 条第 3 項第 3 号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金（第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く。）は支給しない。
- 4 商工会議所は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金（第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
- 5 商工会議所は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

## 第 7 章 加入口数の変更

（加入口数の変更）

- 第 23 条 商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者 1 人につき増口後の口数 30 口を限度として、これを承諾するものとする。
- ただし、第 2 項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。
- 2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。
  - 3 加入口数変更の時期は、毎月 1 日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

（加入口数の変更の手続）

- 第 24 条 共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。
- 2 第 6 条の定めは、加入口数の変更について準用する。

（加入口数変更による給付額の算出方法）

- 第 25 条 加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第 8 条、第 9 条および第 10 条に定める方法に準じて算出する。

## 第 8 章 退職金共済制度内における通算

(退職金共済制度内における通算)

第 26 条 商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
  - ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
  - ② 当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
  - ③ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所
  - ④ ③における退職の年月日

## 第 9 章 他の退職金共済制度との通算

(他の特定退職金共済制度との通算)

第 27 条 商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

- 2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。
  - (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
  - (2) この共済契約の被共済者であること。

(3) 商工会議所を經由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

①当該申出をする被共済者の氏名および住所

②当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第 73 条第 1 項第 1 号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③商工会議所の名称および所在地

④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所

⑤④における退職の年月日

3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

(1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

(2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。

(3) 当該他の特定退職金共済団体を經由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

①当該申出をする被共済者の氏名および住所

②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第 73 条第 1 項第 1 号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地

④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者

がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所

⑤④における退職の年月日

（中小企業退職金共済制度との通算）

第 28 条 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第 31 条第 1 項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。

2 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第 30 条第 1 項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職給付金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へ通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第 30 条第 1 項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

## 第 10 章 管 理

（退職金共済の事務）

第 29 条 退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取扱う。

(会計処理)

第 30 条 商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

(資産の運用)

第 31 条 商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、生命保険会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

(退職金共済審査会)

第 32 条 商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。

3 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

## 第 11 章 雑 則

(加入期間の計算)

第 33 条 退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

(退職給付金等の端数処理)

第 34 条 退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

(譲渡・担保の禁止)

第 35 条 この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

(報告等)

第 36 条 商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。

3 共済契約者は、第 20 条第 3 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する事実が発生したときは遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

(退職給付金等の返還)

第 37 条 偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

(規程の変更および廃止)

第 38 条 この規程の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

## 付 則

(実施時期)

第 1 条 この規程は、昭和 47 年 9 月 1 日から実施する。

(過去勤務期間の通算の経過措置)

第 2 条 昭和 58 年 10 月 1 日現在（過去勤務期間の通算規定実施日）、共済契約を締結している事業主にあつては、第 15 条第 4 項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後 2 年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。

この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第 4 条第 4 項の定めに基づいて計算された別に定める額とする。

2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第 8 条第 2 項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 当該を超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき当該を超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額

(2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第 17 条第 1 項により算出された退職給付金の額

(加入口数の減口の実施時期)

第 3 条 平成 7 年 5 月 1 日

(別表 I ・別表 II ・別表 III ・別表 IV および別表 V の金額改訂に伴う経過措置)

第 4 条 別表 I ・別表 II ・別表 III ・別表 IV および別表 V の金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日（以後「改訂日」という。）前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2 「第 4 章退職給付金等の支給」に関する経過措置

(1) 退職給付金等の額は、第 8 条第 2 項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。

①加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額（引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。）に改訂月か

ら退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

②改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 遺族給付金の額は、第 10 条第 2 項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。

(3) 年金の額は、第 9 条の定めにかかわらず、前第 1 号に準じて算出した額とする。

### 3 「第 5 章過去勤務期間の通算」に関する経過措置

第 17 条、第 18 条および第 19 条の定めにかかわらず、つぎの取扱を行なうものとする。

(1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。

①加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額（引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。）に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

②改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前項に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。

①過去勤務掛金の払込月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

②過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

(3) 遺族給付金の額は、前第 1 号または前第 2 号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。

(4) 年金の額は、前第 1 号または前第 2 号に準じて算出した額とする。

(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期)

第5条 平成 6年 5月1日  
平成 8年 4月1日  
平成11年12月1日  
平成15年 6月1日  
平成22年 9月1日  
令和 3年 9月1日

(退職金共済制度内における通算の実施時期)

第6条 平成11年12月1日

(商工会の統合)

第7条 平成13年9月1日をもって尾上町商工会の特定退職金共済制度を統合するものとし、尾上町商工会の特定退職金共済制度の被共済者であった者については、当該統合日以降付則第4条の経過措置を適用するものとする。

(改訂の実施時期)

第8条 この規程は、平成15年6月1日から一部改訂実施する。

第2条(定義)および第20条(契約の解除)の変更規定は、平成25年9月1日から実施する。

脱退一時金額表（別表Ⅰ）（払方：月払 掛金：1,000円）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	930	1,860	2,790	3,720	4,650	5,580	6,510	7,450	8,380	9,310	10,250	11,180
1	12,120	13,050	13,990	14,920	15,860	16,790	17,730	18,670	19,610	20,540	21,480	22,420
2	23,360	24,300	25,240	26,180	27,120	28,060	29,000	29,940	30,880	31,820	32,770	33,710
3	34,650	35,590	36,540	37,480	38,430	39,370	40,320	41,260	42,210	43,150	44,100	45,050
4	45,990	46,940	47,890	48,840	49,790	50,740	51,680	52,630	53,580	54,530	55,490	56,440
5	57,390	58,340	59,290	60,240	61,200	62,150	63,100	64,060	65,010	65,970	66,920	67,880
6	68,830	69,790	70,750	71,700	72,660	73,620	74,580	75,530	76,490	77,450	78,410	79,370
7	80,330	81,290	82,250	83,210	84,170	85,140	86,100	87,060	88,020	88,990	89,950	90,910
8	91,880	92,840	93,810	94,770	95,740	96,710	97,670	98,640	99,610	100,580	101,540	102,510
9	103,480	104,450	105,420	106,390	107,360	108,330	109,300	110,270	111,240	112,210	113,190	114,160
10	115,130	116,110	117,080	118,050	119,030	120,000	120,980	121,950	122,930	123,910	124,880	125,860
11	126,840	127,820	128,790	129,770	130,750	131,730	132,710	133,690	134,670	135,650	136,630	137,610
12	138,600	139,580	140,560	141,540	142,530	143,510	144,500	145,480	146,460	147,450	148,440	149,420
13	150,410	151,390	152,380	153,370	154,360	155,340	156,330	157,320	158,310	159,300	160,290	161,280
14	162,270	163,260	164,250	165,250	166,240	167,230	168,220	169,220	170,210	171,200	172,200	173,190
15	174,190	175,180	176,180	177,180	178,170	179,170	180,170	181,170	182,160	183,160	184,160	185,160
16	186,160	187,160	188,160	189,160	190,160	191,160	192,170	193,170	194,170	195,170	196,180	197,180
17	198,180	199,190	200,190	201,200	202,210	203,210	204,220	205,220	206,230	207,240	208,250	209,260
18	210,260	211,270	212,280	213,290	214,300	215,310	216,320	217,340	218,350	219,360	220,370	221,380
19	222,400	223,410	224,430	225,440	226,450	227,470	228,480	229,500	230,520	231,530	232,550	233,570
20	234,590	235,600	236,620	237,640	238,660	239,680	240,700	241,720	242,740	243,760	244,780	245,810
21	246,830	247,850	248,870	249,900	250,920	251,950	252,970	254,000	255,020	256,050	257,070	258,100
22	259,130	260,150	261,180	262,210	263,240	264,270	265,300	266,330	267,360	268,390	269,420	270,450
23	271,480	272,510	273,540	274,580	275,610	276,640	277,680	278,710	279,750	280,780	281,820	282,850
24	283,890	284,930	285,960	287,000	288,040	289,080	290,110	291,150	292,190	293,230	294,270	295,310
25	296,350	297,390	298,440	299,480	300,520	301,560	302,610	303,650	304,690	305,740	306,780	307,830
26	308,870	309,920	310,970	312,010	313,060	314,110	315,160	316,200	317,250	318,300	319,350	320,400
27	321,450	322,500	323,550	324,600	325,660	326,710	327,760	328,810	329,870	330,920	331,980	333,030
28	334,080	335,140	336,200	337,250	338,310	339,370	340,420	341,480	342,540	343,600	344,660	345,720
29	346,780	347,840	348,900	349,960	351,020	352,080	353,140	354,210	355,270	356,330	357,390	358,460
30	359,520	360,590	361,650	362,720	363,790	364,850	365,920	366,990	368,050	369,120	370,190	371,260
31	372,330	373,400	374,470	375,540	376,610	377,680	378,750	379,830	380,900	381,970	383,040	384,120
32	385,190	386,270	387,340	388,420	389,490	390,570	391,640	392,720	393,800	394,880	395,950	397,030
33	398,110	399,190	400,270	401,350	402,430	403,510	404,590	405,680	406,760	407,840	408,920	410,010
34	411,090	412,170	413,260	414,340	415,430	416,520	417,600	418,690	419,780	420,860	421,950	423,040
35	424,130	425,220	426,310	427,400	428,490	429,580	430,670	431,760	432,850	433,940	435,040	436,130
36	437,220	438,320	439,410	440,510	441,600	442,700	443,790	444,890	445,990	447,080	448,180	449,280
37	450,380	451,480	452,580	453,680	454,780	455,880	456,980	458,080	459,180	460,280	461,390	462,490
38	463,590	464,700	465,800	466,910	468,010	469,120	470,220	471,330	472,430	473,540	474,650	475,760
39	476,870	477,970	479,080	480,190	481,300	482,410	483,530	484,640	485,750	486,860	487,970	489,080
40	490,200	491,310	492,430	493,540	494,660	495,770	496,890	498,000	499,120	500,240	501,360	502,470
41	503,590	504,710	505,830	506,950	508,070	509,190	510,310	511,430	512,550	513,680	514,800	515,920
42	517,040	518,170	519,290	520,420	521,540	522,670	523,800	524,920	526,050	527,180	528,300	529,430
43	530,560	531,690	532,820	533,950	535,080	536,210	537,340	538,470	539,600	540,730	541,870	543,000
44	544,130	545,270	546,400	547,540	548,670	549,810	550,940	552,080	553,220	554,360	555,490	556,630
45	557,770	558,910	560,050	561,190	562,330	563,470	564,610	565,750	566,890	568,040	569,180	570,320
46	571,470	572,610	573,760	574,900	576,050	577,190	578,340	579,490	580,630	581,780	582,930	584,080
47	585,230	586,380	587,530	588,680	589,830	590,980	592,130	593,280	594,430	595,590	596,740	597,890
48	599,050	600,200	601,360	602,510	603,670	604,820	605,980	607,140	608,300	609,450	610,610	611,770
49	612,930	614,090	615,250	616,410	617,570	618,730	619,900	621,060	622,220	623,380	624,550	625,710

遺族一時金額表（別表Ⅱ） （払方： 月払 掛金： 1,000円 ）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,930	11,860	12,790	13,720	14,650	15,580	16,510	17,450	18,380	19,310	20,250	21,180
1	22,120	23,050	23,990	24,920	25,860	26,790	27,730	28,670	29,610	30,540	31,480	32,420
2	33,360	34,300	35,240	36,180	37,120	38,060	39,000	39,940	40,880	41,820	42,770	43,710
3	44,650	45,590	46,540	47,480	48,430	49,370	50,320	51,260	52,210	53,150	54,100	55,050
4	55,990	56,940	57,890	58,840	59,790	60,740	61,680	62,630	63,580	64,530	65,490	66,440
5	67,390	68,340	69,290	70,240	71,200	72,150	73,100	74,060	75,010	75,970	76,920	77,880
6	78,830	79,790	80,750	81,700	82,660	83,620	84,580	85,530	86,490	87,450	88,410	89,370
7	90,330	91,290	92,250	93,210	94,170	95,140	96,100	97,060	98,020	98,990	99,950	100,910
8	101,880	102,840	103,810	104,770	105,740	106,710	107,670	108,640	109,610	110,580	111,540	112,510
9	113,480	114,450	115,420	116,390	117,360	118,330	119,300	120,270	121,240	122,210	123,190	124,160
10	125,130	126,110	127,080	128,050	129,030	130,000	130,980	131,950	132,930	133,910	134,880	135,860
11	136,840	137,820	138,790	139,770	140,750	141,730	142,710	143,690	144,670	145,650	146,630	147,610
12	148,600	149,580	150,560	151,540	152,530	153,510	154,500	155,480	156,460	157,450	158,440	159,420
13	160,410	161,390	162,380	163,370	164,360	165,340	166,330	167,320	168,310	169,300	170,290	171,280
14	172,270	173,260	174,250	175,250	176,240	177,230	178,220	179,220	180,210	181,200	182,200	183,190
15	184,190	185,180	186,180	187,180	188,170	189,170	190,170	191,170	192,160	193,160	194,160	195,160
16	196,160	197,160	198,160	199,160	200,160	201,160	202,170	203,170	204,170	205,170	206,180	207,180
17	208,180	209,190	210,190	211,200	212,210	213,210	214,220	215,220	216,230	217,240	218,250	219,260
18	220,260	221,270	222,280	223,290	224,300	225,310	226,320	227,340	228,350	229,360	230,370	231,380
19	232,400	233,410	234,430	235,440	236,450	237,470	238,480	239,500	240,520	241,530	242,550	243,570
20	244,590	245,600	246,620	247,640	248,660	249,680	250,700	251,720	252,740	253,760	254,780	255,810
21	256,830	257,850	258,870	259,900	260,920	261,950	262,970	264,000	265,020	266,050	267,070	268,100
22	269,130	270,150	271,180	272,210	273,240	274,270	275,300	276,330	277,360	278,390	279,420	280,450
23	281,480	282,510	283,540	284,580	285,610	286,640	287,680	288,710	289,750	290,780	291,820	292,850
24	293,890	294,930	295,960	297,000	298,040	299,080	300,110	301,150	302,190	303,230	304,270	305,310
25	306,350	307,390	308,440	309,480	310,520	311,560	312,610	313,650	314,690	315,740	316,780	317,830
26	318,870	319,920	320,970	322,010	323,060	324,110	325,160	326,200	327,250	328,300	329,350	330,400
27	331,450	332,500	333,550	334,600	335,660	336,710	337,760	338,810	339,870	340,920	341,980	343,030
28	344,080	345,140	346,200	347,250	348,310	349,370	350,420	351,480	352,540	353,600	354,660	355,720
29	356,780	357,840	358,900	359,960	361,020	362,080	363,140	364,210	365,270	366,330	367,390	368,460
30	369,520	370,590	371,650	372,720	373,790	374,850	375,920	376,990	378,050	379,120	380,190	381,260
31	382,330	383,400	384,470	385,540	386,610	387,680	388,750	389,830	390,900	391,970	393,040	394,120
32	395,190	396,270	397,340	398,420	399,490	400,570	401,640	402,720	403,800	404,880	405,950	407,030
33	408,110	409,190	410,270	411,350	412,430	413,510	414,590	415,680	416,760	417,840	418,920	420,010
34	421,090	422,170	423,260	424,340	425,430	426,520	427,600	428,690	429,780	430,860	431,950	433,040
35	434,130	435,220	436,310	437,400	438,490	439,580	440,670	441,760	442,850	443,940	445,040	446,130
36	447,220	448,320	449,410	450,510	451,600	452,700	453,790	454,890	455,990	457,080	458,180	459,280
37	460,380	461,480	462,580	463,680	464,780	465,880	466,980	468,080	469,180	470,280	471,390	472,490
38	473,590	474,700	475,800	476,910	478,010	479,120	480,220	481,330	482,430	483,540	484,650	485,760
39	486,870	487,970	489,080	490,190	491,300	492,410	493,530	494,640	495,750	496,860	497,970	499,080
40	500,200	501,310	502,430	503,540	504,660	505,770	506,890	508,000	509,120	510,240	511,360	512,470
41	513,590	514,710	515,830	516,950	518,070	519,190	520,310	521,430	522,550	523,680	524,800	525,920
42	527,040	528,170	529,290	530,420	531,540	532,670	533,800	534,920	536,050	537,180	538,300	539,430
43	540,560	541,690	542,820	543,950	545,080	546,210	547,340	548,470	549,600	550,730	551,870	553,000
44	554,130	555,270	556,400	557,540	558,670	559,810	560,940	562,080	563,220	564,360	565,490	566,630
45	567,770	568,910	570,050	571,190	572,330	573,470	574,610	575,750	576,890	578,040	579,180	580,320
46	581,470	582,610	583,760	584,900	586,050	587,190	588,340	589,490	590,630	591,780	592,930	594,080
47	595,230	596,380	597,530	598,680	599,830	600,980	602,130	603,280	604,430	605,590	606,740	607,890
48	609,050	610,200	611,360	612,510	613,670	614,820	615,980	617,140	618,300	619,450	620,610	621,770
49	622,930	624,090	625,250	626,410	627,570	628,730	629,900	631,060	632,220	633,380	634,550	635,710

年金月額表 (別表Ⅲ)

( 払方： 月払

掛金： 1,000円 )

(単位：円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	8	16	24	32	40	48	56	64	72	80	88	96
1	104	112	120	128	136	144	152	160	168	176	184	192
2	200	208	216	224	232	240	248	256	264	272	280	288
3	296	304	313	321	329	337	345	353	361	369	377	385
4	393	401	410	418	426	434	442	450	458	466	474	483
5	491	499	507	515	523	531	539	548	556	564	572	580
6	588	597	605	613	621	629	637	646	654	662	670	678
7	687	695	703	711	719	728	736	744	752	761	769	777
8	785	793	802	810	818	827	835	843	851	860	868	876
9	884	893	901	909	917	926	934	942	951	959	967	976
10	984	992	1,000	1,009	1,017	1,025	1,034	1,042	1,050	1,059	1,067	1,075
11	1,084	1,092	1,100	1,109	1,117	1,126	1,134	1,142	1,151	1,159	1,167	1,176
12	1,184	1,193	1,201	1,209	1,218	1,226	1,235	1,243	1,251	1,260	1,268	1,277
13	1,285	1,294	1,302	1,310	1,319	1,327	1,336	1,344	1,353	1,361	1,370	1,378
14	1,386	1,395	1,403	1,412	1,420	1,429	1,437	1,446	1,454	1,463	1,471	1,480
15	1,488	1,497	1,505	1,514	1,522	1,531	1,539	1,548	1,556	1,565	1,573	1,582
16	1,590	1,599	1,608	1,616	1,625	1,633	1,642	1,650	1,659	1,667	1,676	1,685
17	1,693	1,702	1,710	1,719	1,728	1,736	1,745	1,753	1,762	1,771	1,779	1,788
18	1,796	1,805	1,814	1,822	1,831	1,839	1,848	1,857	1,865	1,874	1,883	1,891
19	1,900	1,909	1,917	1,926	1,935	1,943	1,952	1,961	1,969	1,978	1,987	1,995
20	2,004	2,013	2,021	2,030	2,039	2,048	2,056	2,065	2,074	2,082	2,091	2,100
21	2,109	2,117	2,126	2,135	2,144	2,152	2,161	2,170	2,179	2,187	2,196	2,205
22	2,214	2,222	2,231	2,240	2,249	2,258	2,266	2,275	2,284	2,293	2,302	2,310
23	2,319	2,328	2,337	2,346	2,354	2,363	2,372	2,381	2,390	2,399	2,408	2,416
24	2,425	2,434	2,443	2,452	2,461	2,470	2,478	2,487	2,496	2,505	2,514	2,523
25	2,532	2,541	2,549	2,558	2,567	2,576	2,585	2,594	2,603	2,612	2,621	2,630
26	2,639	2,648	2,656	2,665	2,674	2,683	2,692	2,701	2,710	2,719	2,728	2,737
27	2,746	2,755	2,764	2,773	2,782	2,791	2,800	2,809	2,818	2,827	2,836	2,845
28	2,854	2,863	2,872	2,881	2,890	2,899	2,908	2,917	2,926	2,935	2,944	2,953
29	2,962	2,971	2,980	2,990	2,999	3,008	3,017	3,026	3,035	3,044	3,053	3,062
30	3,071	3,080	3,089	3,098	3,108	3,117	3,126	3,135	3,144	3,153	3,162	3,171
31	3,181	3,190	3,199	3,208	3,217	3,226	3,235	3,245	3,254	3,263	3,272	3,281
32	3,290	3,300	3,309	3,318	3,327	3,336	3,345	3,355	3,364	3,373	3,382	3,392
33	3,401	3,410	3,419	3,428	3,438	3,447	3,456	3,465	3,475	3,484	3,493	3,502
34	3,512	3,521	3,530	3,539	3,549	3,558	3,567	3,577	3,586	3,595	3,604	3,614
35	3,623	3,632	3,642	3,651	3,660	3,670	3,679	3,688	3,697	3,707	3,716	3,725
36	3,735	3,744	3,754	3,763	3,772	3,782	3,791	3,800	3,810	3,819	3,828	3,838
37	3,847	3,857	3,866	3,875	3,885	3,894	3,904	3,913	3,922	3,932	3,941	3,951
38	3,960	3,970	3,979	3,988	3,998	4,007	4,017	4,026	4,036	4,045	4,054	4,064
39	4,073	4,083	4,092	4,102	4,111	4,121	4,130	4,140	4,149	4,159	4,168	4,178
40	4,187	4,197	4,206	4,216	4,225	4,235	4,244	4,254	4,263	4,273	4,283	4,292
41	4,302	4,311	4,321	4,330	4,340	4,349	4,359	4,369	4,378	4,388	4,397	4,407
42	4,417	4,426	4,436	4,445	4,455	4,465	4,474	4,484	4,493	4,503	4,513	4,522
43	4,532	4,542	4,551	4,561	4,571	4,580	4,590	4,600	4,609	4,619	4,629	4,638
44	4,648	4,658	4,667	4,677	4,687	4,696	4,706	4,716	4,726	4,735	4,745	4,755
45	4,764	4,774	4,784	4,794	4,803	4,813	4,823	4,833	4,842	4,852	4,862	4,872
46	4,881	4,891	4,901	4,911	4,921	4,930	4,940	4,950	4,960	4,969	4,979	4,989
47	4,999	5,009	5,019	5,028	5,038	5,048	5,058	5,068	5,078	5,087	5,097	5,107
48	5,117	5,127	5,137	5,147	5,156	5,166	5,176	5,186	5,196	5,206	5,216	5,226
49	5,236	5,245	5,255	5,265	5,275	5,285	5,295	5,305	5,315	5,325	5,335	5,345

年金月額表 (別表Ⅲ)  
 (月払 1,000円)  
 (単位:円)

加入年数	年金月額
10	976
11	1,075
12	1,176
13	1,277
14	1,378
15	1,480
16	1,582
17	1,685
18	1,788
19	1,891
20	1,995
21	2,100
22	2,205
23	2,310
24	2,416
25	2,523
26	2,630
27	2,737
28	2,845
29	2,953
30	3,062
31	3,171
32	3,281
33	3,392
34	3,502
35	3,614
36	3,725
37	3,838
38	3,951
39	4,064
40	4,178
41	4,292
42	4,407
43	4,522
44	4,638
45	4,755
46	4,872
47	4,989
48	5,107
49	5,226
50	5,345
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

据置額表 (別表Ⅳ)  
 (10,000円 当り)  
 (単位:円)

加入年数	据置額
1	10,045
2	10,090
3	10,135
4	10,181
5	10,227
6	10,273
7	10,319
8	10,365
9	10,412
10	10,459
11	10,506
12	10,553
13	10,601
14	10,648
15	10,696
16	10,744
17	10,793
18	10,841
19	10,890
20	10,939
21	10,988
22	11,038
23	11,087
24	11,137
25	11,187
26	11,238
27	11,288
28	11,339
29	11,390
30	11,441
31	11,493
32	11,545
33	11,597
34	11,649
35	11,701
36	11,754
37	11,807
38	11,860
39	11,913
40	11,967
41	12,021
42	12,075
43	12,129
44	12,184
45	12,239
46	12,294
47	12,349
48	12,405
49	12,460
50	12,516

据置額表 (別表Ⅳ)

( 10,000円 当り )

(単位：円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,003	10,007	10,011	10,015	10,018	10,022	10,026	10,030	10,033	10,037	10,041	10,045
1	10,048	10,052	10,056	10,060	10,063	10,067	10,071	10,075	10,078	10,082	10,086	10,090
2	10,093	10,097	10,101	10,105	10,109	10,112	10,116	10,120	10,124	10,128	10,131	10,135
3	10,139	10,143	10,147	10,150	10,154	10,158	10,162	10,166	10,169	10,173	10,177	10,181
4	10,185	10,188	10,192	10,196	10,200	10,204	10,207	10,211	10,215	10,219	10,223	10,227
5	10,230	10,234	10,238	10,242	10,246	10,250	10,253	10,257	10,261	10,265	10,269	10,273
6	10,276	10,280	10,284	10,288	10,292	10,296	10,300	10,303	10,307	10,311	10,315	10,319
7	10,323	10,327	10,330	10,334	10,338	10,342	10,346	10,350	10,354	10,357	10,361	10,365
8	10,369	10,373	10,377	10,381	10,385	10,389	10,392	10,396	10,400	10,404	10,408	10,412
9	10,416	10,420	10,424	10,427	10,431	10,435	10,439	10,443	10,447	10,451	10,455	10,459
10	10,463	10,467	10,470	10,474	10,478	10,482	10,486	10,490	10,494	10,498	10,502	10,506
11	10,510	10,514	10,518	10,522	10,525	10,529	10,533	10,537	10,541	10,545	10,549	10,553
12	10,557	10,561	10,565	10,569	10,573	10,577	10,581	10,585	10,589	10,593	10,597	10,601
13	10,605	10,609	10,612	10,616	10,620	10,624	10,628	10,632	10,636	10,640	10,644	10,648
14	10,652	10,656	10,660	10,664	10,668	10,672	10,676	10,680	10,684	10,688	10,692	10,696
15	10,700	10,704	10,708	10,712	10,716	10,720	10,724	10,728	10,732	10,736	10,740	10,744
16	10,748	10,752	10,756	10,760	10,764	10,768	10,773	10,777	10,781	10,785	10,789	10,793
17	10,797	10,801	10,805	10,809	10,813	10,817	10,821	10,825	10,829	10,833	10,837	10,841
18	10,845	10,849	10,853	10,858	10,862	10,866	10,870	10,874	10,878	10,882	10,886	10,890
19	10,894	10,898	10,902	10,906	10,910	10,915	10,919	10,923	10,927	10,931	10,935	10,939
20	10,943	10,947	10,951	10,955	10,960	10,964	10,968	10,972	10,976	10,980	10,984	10,988
21	10,992	10,997	11,001	11,005	11,009	11,013	11,017	11,021	11,025	11,029	11,034	11,038
22	11,042	11,046	11,050	11,054	11,058	11,063	11,067	11,071	11,075	11,079	11,083	11,087
23	11,092	11,096	11,100	11,104	11,108	11,112	11,116	11,121	11,125	11,129	11,133	11,137
24	11,141	11,146	11,150	11,154	11,158	11,162	11,167	11,171	11,175	11,179	11,183	11,187
25	11,192	11,196	11,200	11,204	11,208	11,213	11,217	11,221	11,225	11,229	11,234	11,238
26	11,242	11,246	11,250	11,255	11,259	11,263	11,267	11,271	11,276	11,280	11,284	11,288
27	11,293	11,297	11,301	11,305	11,309	11,314	11,318	11,322	11,326	11,331	11,335	11,339
28	11,343	11,348	11,352	11,356	11,360	11,365	11,369	11,373	11,377	11,382	11,386	11,390
29	11,394	11,399	11,403	11,407	11,412	11,416	11,420	11,424	11,429	11,433	11,437	11,441
30	11,446	11,450	11,454	11,459	11,463	11,467	11,471	11,476	11,480	11,484	11,489	11,493
31	11,497	11,502	11,506	11,510	11,514	11,519	11,523	11,527	11,532	11,536	11,540	11,545
32	11,549	11,553	11,558	11,562	11,566	11,571	11,575	11,579	11,584	11,588	11,592	11,597
33	11,601	11,605	11,610	11,614	11,618	11,623	11,627	11,631	11,636	11,640	11,644	11,649
34	11,653	11,657	11,662	11,666	11,671	11,675	11,679	11,684	11,688	11,692	11,697	11,701
35	11,706	11,710	11,714	11,719	11,723	11,728	11,732	11,736	11,741	11,745	11,749	11,754
36	11,758	11,763	11,767	11,771	11,776	11,780	11,785	11,789	11,794	11,798	11,802	11,807
37	11,811	11,816	11,820	11,824	11,829	11,833	11,838	11,842	11,847	11,851	11,855	11,860
38	11,864	11,869	11,873	11,878	11,882	11,887	11,891	11,895	11,900	11,904	11,909	11,913
39	11,918	11,922	11,927	11,931	11,936	11,940	11,945	11,949	11,953	11,958	11,962	11,967
40	11,971	11,976	11,980	11,985	11,989	11,994	11,998	12,003	12,007	12,012	12,016	12,021
41	12,025	12,030	12,034	12,039	12,043	12,048	12,052	12,057	12,061	12,066	12,070	12,075
42	12,079	12,084	12,088	12,093	12,097	12,102	12,106	12,111	12,116	12,120	12,125	12,129
43	12,134	12,138	12,143	12,147	12,152	12,156	12,161	12,166	12,170	12,175	12,179	12,184
44	12,188	12,193	12,197	12,202	12,207	12,211	12,216	12,220	12,225	12,229	12,234	12,239
45	12,243	12,248	12,252	12,257	12,261	12,266	12,271	12,275	12,280	12,284	12,289	12,294
46	12,298	12,303	12,307	12,312	12,317	12,321	12,326	12,330	12,335	12,340	12,344	12,349
47	12,354	12,358	12,363	12,367	12,372	12,377	12,381	12,386	12,391	12,395	12,400	12,405
48	12,409	12,414	12,418	12,423	12,428	12,432	12,437	12,442	12,446	12,451	12,456	12,460
49	12,465	12,470	12,474	12,479	12,484	12,488	12,493	12,498	12,502	12,507	12,512	12,516

## 別表V-1-①

(引継退職給付金額 1,000,000 円当り )  
(単位:円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	984,410
2	988,839
3	993,289
4	997,759
5	1,002,249
6	1,006,759
7	1,011,289
8	1,015,840
9	1,020,411
10	1,025,003
11	1,029,616
12	1,034,249
13	1,038,903
14	1,043,578
15	1,048,274
16	1,052,992
17	1,057,730
18	1,062,490
19	1,067,271
20	1,072,074
21	1,076,898
22	1,081,744
23	1,086,612
24	1,091,502
25	1,096,414
26	1,101,347
27	1,106,303
28	1,111,282
29	1,116,283
30	1,121,306
31	1,126,352
32	1,131,420
33	1,136,512
34	1,141,626
35	1,146,763
36	1,151,924
37	1,157,107
38	1,162,314
39	1,167,545
40	1,172,799
41	1,178,076
42	1,183,378
43	1,188,703
44	1,194,052
45	1,199,425
46	1,204,823
47	1,210,245
48	1,215,691
49	1,221,161
50	1,226,656

(A-00-0.0045-0-0.02)

## 別表V-1-②

(引受退職給付金額 1,000,000 円当り )  
(単位:円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	983,425
2	987,851
3	992,296
4	996,761
5	1,001,247
6	1,005,752
7	1,010,278
8	1,014,824
9	1,019,391
10	1,023,978
11	1,028,586
12	1,033,215
13	1,037,864
14	1,042,535
15	1,047,226
16	1,051,939
17	1,056,672
18	1,061,427
19	1,066,204
20	1,071,002
21	1,075,821
22	1,080,662
23	1,085,525
24	1,090,410
25	1,095,317
26	1,100,246
27	1,105,197
28	1,110,171
29	1,115,166
30	1,120,185
31	1,125,225
32	1,130,289
33	1,135,375
34	1,140,484
35	1,145,617
36	1,150,772
37	1,155,950
38	1,161,152
39	1,166,377
40	1,171,626
41	1,176,898
42	1,182,194
43	1,187,514
44	1,192,858
45	1,198,226
46	1,203,618
47	1,209,034
48	1,214,475
49	1,219,940
50	1,225,430

(A-00-0.0045-1000-0.02)

別表V-2

(過去勤務一括掛金額 1,000,000 円当り )

(単位：円)

基本掛金払込年数	第17条、第19条に定める金額
1	983,425
2	987,851
3	992,296
4	996,761
5	1,001,247
6	1,005,752
7	1,010,278
8	1,014,824
9	1,019,391
10	1,023,978
11	1,028,586
12	1,033,215
13	1,037,864
14	1,042,535
15	1,047,226
16	1,051,939
17	1,056,672
18	1,061,427
19	1,066,204
20	1,071,002
21	1,075,821
22	1,080,662
23	1,085,525
24	1,090,410
25	1,095,317
26	1,100,246
27	1,105,197
28	1,110,171
29	1,115,166
30	1,120,185
31	1,125,225
32	1,130,289
33	1,135,375
34	1,140,484
35	1,145,617
36	1,150,772
37	1,155,950
38	1,161,152
39	1,166,377
40	1,171,626
41	1,176,898
42	1,182,194
43	1,187,514
44	1,192,858
45	1,198,226
46	1,203,618
47	1,209,034
48	1,214,475
49	1,219,940
50	1,225,430